



流山市監査委員告示第3号

随時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成31年3月22日

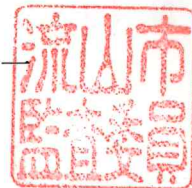
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

流教総第 4 8 9 号
平成 3 1 年 2 月 2 6 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

平成 3 1 年 2 月 1 4 日付け流監第 9 5 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日・流監第95号		
監査の種別	随時監査(学校事務)		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
西深井小学校	指摘 (1)	出勤簿について、退勤時間の記載に誤りがあった。退勤時間の誤りによって、勤務時間が変更となり、その結果、賃金支給額に変更が生じることもある。適正な出勤簿の記載を求める。	出勤簿について、勤務時間は適正に記載されていたが、退勤時間の記載に誤りがあった。その都度、教職員に出勤簿の記載について周知徹底を図る。また、出勤簿や服務状況について、管理職によるチェック体制を強化し、適正な出勤簿の管理に努める。
東部中学校	指摘 (1)	教材用備品購入費について、見積日、請求日、売主が同一の伝票があった。請書で購入すべきであるにもかかわらず、伝票を分けて支払処理を行っていた。適正な契約事務を徹底されたい。	今回の事案の原因は、複数の職員が備品の発注を行ったため、発生したものである。以後、発注の際は、職員同士で確認し合うよう改めた。
東部中学校	指摘 (3)	薬品管理台帳について、薬品残量の記載に誤りがあった。事故の発生を未然に防ぐためにも、薬品についてより適正な管理に努めるよう求める。	薬品残量の記載の誤りを防ぐために、適正な管理に努め、薬品管理台帳については定期的に複数でチェックしていく。
東部中学校	指摘 (3)	切手及びはがきについて、保管場所が事務室内の書棚にあった。管理者が管理できる場所での保管を徹底されたい。	切手及びはがきの保管場所を、校長室内金庫に改めた。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。